

監査委員に

仲川元秋さん

久保田信二代表監査委員が6月4日で任期満了となり、新たに仲川元秋さん(西小磯)が選任されました。

任期は、6月5日(月)から4年間です。



◎問い合わせ

監査委員事務局 ☎内線283

消防庁長官表彰

田口長次さん

6月5日(月)、東京スクワール麹町で開催された平成18年度危険物安全大会において、多年にわたり危険物安全管理と普及啓発に尽力された功績により表彰されました。



◎問い合わせ

消防総務課 ☎内線356

藍綬褒章受章

端山清子さん

保護司として、多年にわたり更生保護活動に貢献した功績により、藍綬褒章を受章されました。



◎問い合わせ

福祉課 ☎内線303

社会を明るくする運動

強調月間 7月1日~31日

「社会を明るくする運動」は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

町では、この運動をすすめるために、保護司会、更生保護女性会、民生委員児童委員協議会、青少年指導員連絡協議会、町立学校PTA連絡協議会等の方々による実施委員会を設けています。期間中には、街頭での啓発活動を行います。

◎問い合わせ

福祉課 ☎内線303

ご存知ですか?

国民年金保険料免除制度

国民年金の第1号被保険者(自営業など)で、保険料を納めることが困難な方には、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。

◎申請免除(全額・一部免除)

前年所得が一定基準以下で、保険料の納付が困難な方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の全額または一部の納付が免除されます。

多段階免除制度が始まります

全額免除と半額免除に加え、平成18年7月から「4分の3免除」「4分

の1免除」が実施され、免除が4段階になります。

◎若年者納付猶予

就職が困難あるいは失業等で収入がなく、保険料の納付が困難な30歳未満の方は、申請書を提出し承認された場合、保険料の納付が猶予されます。

○いずれの申請とも毎年手続きが必要になります。ただし、全額免除・納付猶予は継続申請でできます。

○申請免除・納付猶予の承認期間は7月から翌年6月までです。

◎学生納付特例

学生本人の所得が11.8万以下である場合、申請書を提出し承認されると、保険料の納付が猶予されます。ただし毎年申請が必要となります。

申請手続きの際には、年金手帳・印かん(本人が署名する場合には不要)・在学証明書または学生証(コピー)をご用意ください。

○学生特例の承認期間は4月から翌年3月までです。

◎問い合わせ

町民課 ☎内線275

免除申請の対象となる所得(収入)のめやす

扶養人数	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
3人扶養 夫婦・子2人	162万円 (257万円)	230万円 (354万円)	282万円 (420万円)	335万円 (486万円)
1人扶養 (夫婦のみ)	92万円 (157万円)	142万円 (229万円)	195万円 (304万円)	247万円 (376万円)
扶養なし	57万円 (122万円)	93万円 (153万円)	141万円 (227万円)	189万円 (296万円)

※あくまでも目安の基準です